

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 救急診療所の指定 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 滞納に係る家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関 ○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃	税務課 環境管理課 医療推進課 治山課 〃 道路整備課 〃 住宅課 財産活用課 健康推進課 耕地課 建築指導課 〃	○ 一般競争入札の実施	目次
用度課			担当課（室）

◎岡山県規則第四十五号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「規定による県税の減免申請が正当であると認めたときは県税減免決定通知書により通知するものとし、正当でないと認めたときは県税減免不承認通知書により」を「申請書を受理したときは、速やかにその処分を決定し、その旨を申請者に」に改める。

第十四条の表二十の項中「第四十二条の二の三第二項」を「第五十三条の二第二項」に、「第五十三条の二第二項」を「第五十七条の二第二項」に、「第五十七条の二第二項」を「第七十条第三項」に、「第七十条第三項」を「第一百二条第二項」に、「第一百二条第二項」を「第一百四条の二第二項」に、「第一百四条の二第二項」を「第一百十三条第二項」に、「第一百十三条第二項」を「第一百九条の二第二項」に、「第一百九条の二第二項」を「第一百三十三条の二第二項及び」に改め、同表二十二の項中「減免不承認通知書」を「第八条及び第十一条の二第二項」に改め、同表二十三の三の項を削り、同表二十八の項中「徴収猶予取消通知書」を「徴収猶予の取消通知書」に改め、同表三十六の項中「第十六条の三第七項及び第八項」を「第十六条の三第八項及び第九項」に改

め、同表三十九の項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の四」に改め、同表四十三の項中

「		「		
法第十五条の七第四項及び第五項	を	「		
		法第十五条の七第四項及び第五項並びに法第十八条		
」		」		
		に改める。		

「利子割

第十六条の表十一の項中「県民税利子割の更正請求不承認通知書」を 県民税配 当 割の更正請求不承認通知書 に改め、同表中十四の項を削り、十五の項を十四の項と

株式等譲渡所得割

し、十六の項を削る。

第二十九条の二の見出しを「（積雪による自動車税の減免手続）」に改め、同条中「規定による積雪による自動車税減免申請が正当であると認めたときは、積雪による自動車税減免決定通知書により通知するものとし、正当でないと認めたときは、積雪による自動車税減免不承認通知書により」を「申請書を受理したときは、速やかにその処分を決定し、その

旨を申請者に」に改める。

第三十条の表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号から様式第3号まで 削除

様式第十七号及び様式第十八号を次のように改める。

様式第17号及び様式第18号 削除

様式第十九号の三中「税 減 免 決 定 通 知 書」を「 税 減 免 決 定 通 知 書 」に改める。

様式第十九号の四中

税 減 免 不 承 認 通 知 書

を

「 年 月 日付けの 減 免 不 承 認 通 知 書 次 の理由により承認できません。」

税に係る減免の申請に対しては、

「 年 月 日付けで申請のあつた 税に係る 減 免 は、 次 の理由により承認できません。」

様式第二十号の三を削る。

様式第四十四号の五中

県民税利子割の更正請求不承認通知書

を

利 子 割
県民税配 当 割の更正請求不承認通知書

株式等譲渡所得割

に

「 年 月 日付けで請求のあつた県民税利子割の更正の請求は、次の理由により承認できません。」

理由により承認できません。

「 年 月 から 年 月 まで 」

「 を 」

様式第四十四号の八を次のように改める。

様式第4号の8 削除

様式第四十四号の十を削る。

様式第六十号及び様式第六十二号の一中「第35条」を「第27条」に改める。

様式第九十一号の一を様式第九十一号とする。

様式第九十一号の二及び様式第九十一号の三を削る。

様式第九十一号及び様式第九十二号を次のように改める。

様式第91号及び様式第92号 削除

様式第九十四号から様式第九十五号の二までを次のように改める。

様式第94号から様式第95号の2まで 削除

様式第百号から様式第百十一号までを次のように改める。

様式第100号から様式第111号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第三百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 住友電工焼結合金株式会社

住 所 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

氏 名 代表取締役社長 林 哲也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

平成27年7月10日 岡山県公報 第11701号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設		63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設		同左	
能 力		500 k g / 日		800 k g / 日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成27年 8 月 8 日		—		平成27年 8 月 15 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成27年 8 月 16 日		—		平成27年 8 月 25 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成27年 8 月 17 日		—		平成27年 9 月 1 日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	0.05	同左		0 0	0.05 0.05
	p H	6.0～6.5	5.8～6.7			6.0～6.5 9～10	5.8～6.7 9～10
	B O D (mg/ℓ)	15	30			15 2,300	30 2,300
	C O D (mg/ℓ)	4,600	7,000			4,600 2,300	7,000 2,300
	S S (mg/ℓ)	130	260			130 —	260 —
	油 分 (質量%)	95	99			95 —	99 —

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は焼入部、下段は洗浄部から排出される汚水等の数値を示す。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

平成27年7月10日 岡山県公報 第11701号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排出口No. 1				排出口No. 2			
	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	162	206	165.2	209.2	6	12	11.4	12
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/ℓ)	3.9	12.4			10.0	20.0		
COD (mg/ℓ)	5.9	13.1			15.0	30.0		
SS (mg/ℓ)	8.2	12.4			8.2	12.4		
油分 (mg/ℓ)	2.0	2.0			2.0	2.0		
T-N (mg/ℓ)	20.0	30.0			20.0	40.0		
T-P (mg/ℓ)	3.5	3.8			2.0	3.0		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000			3,000	3,000		
Cu (mg/ℓ)	1.0	1.0			—	—		
Fe (mg/ℓ)	3.0	3.0			—	—		
Sn (mg/ℓ)	0.5	0.5			—	—		
Pb (mg/ℓ)	0.05	0.05			—	—		

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間

平成27年7月10日から同月31日まで
- (2) 場 所

岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

◎岡山県告示第三百四十二号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急診療所である。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 診療所の名称及び所在地

名 称 岡山ハートクリニック

所在地 岡山市中区竹田五四―一

二 有効期限

平成三十年七月三十一日

附 則

この告示は、平成二十七年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町田土字杉下二六六一の一、二六六一の二、字蔭平三一六一の一から三一六一の三まで、三二二二、字南山三二二三、字天神山裏三二九四、岩戸字景山六八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原本 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（深谷国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

真庭市（深谷国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 勝央勝北線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
勝田郡勝央町植月中字長良九六九番一地从先	勝田郡勝央町植月中字長良二九八二番一地从先まで	新	一二・三ㄱ 二五・八	九三・〇
勝田郡勝央町植月中字長良九六九番一地从先	勝田郡勝央町植月中字長良二九八二番一地从先まで	旧	一二・三ㄱ 二四・三	九三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 鹿忍片岡神崎線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 県道
二 路線名 福本和気線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市上山字家ノ下三六七一番一地先から 美作市上山字家ノ下三六七二番一地先まで	新	六・〇 一〇・九	五八・〇
美作市上山字家ノ下三六七一番一地先から 美作市上山字家ノ下三六七二番一地先まで	旧	三・七 九・五	六三・〇

別	新	旧
(メートル)	五・五 三六・五	四・七 一〇・〇
(メートル)	八〇・五	八〇・五

◎岡山県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道				道路の 種類	供用開始 年月日
路線名				区間	
勝央勝北線	勝田郡勝央町植月中字長良九六九番一地先から 勝田郡勝央町植月中字長良二九八二番一地先まで	瀬戸内市牛窓町鹿忍六二六二番一五地先から 瀬戸内市牛窓町鹿忍六五三七番九地先まで	福本和気線	美作市上山字家ノ下三六七二番一地先から 美作市上山字家ノ下三六七二番一地先まで	津山智頭八 東線
				津山市加茂町物見字堀内二二八番一地先から 津山市加茂町物見字宮ノ前一八九番一〇地先まで	

◎岡山県告示第三百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく家賃及び駐車場使用料のうち、岡山県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人による滞納に係る家賃及び駐車場使用料の収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る家賃及び駐車場使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

〔二七九〕地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札に付する事項

契約種別		所 在		地目又は 構 造	面積（平方メートル）	予 定 価 格 （最低売払価格）	現 場		入 札 の 日 時 及 び 場 所
土地（建付地） 売払い契約		1 土地 都窪郡早島町 若宮三七〇八番 七	2 建物 都窪郡早島町 若宮三七〇八番 地七	宅地	二九九・三七	一六、三〇〇、 〇〇〇円	日 時	場 所	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室
				鉄筋軽量コ ンクリート 造陸屋根二 階建	六九・五五	一七、三七八、 八〇〇円	平成二十七年七月二十 二日（水） 午後二時	岡山市中区円山字 岩坪前一六八番一	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室
				鉄筋軽量コ ンクリート 造陸屋根二 階建	六九・五五	一七、三七八、 八〇〇円	平成二十七年七月二十 二日（水） 午後二時	岡山市中区円山字 岩坪前一六八番一	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室
				鉄筋軽量コ ンクリート 造陸屋根二 階建	六九・五五	一七、三七八、 八〇〇円	平成二十七年七月二十 二日（水） 午後二時	岡山市中区円山字 岩坪前一六八番一	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」

という。)に該当する者

5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者

6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

8 赤磐市多賀の物件については、農地競売買受適格証明書の交付を受けることができない者

9 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成二十七年八月三日(月)午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

1 入札に参加することができない者のした入札

2 談合してした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)第百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課(電話〇八六(二二六)七二三五)

〔二八〇〕 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二
条第七号に規定する指定地方公共機関として次の者を指定した。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

智頭急行株式会社

平成27年7月10日 岡山県公報 第11701号

〔二八一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

宮下西新開水路（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十七年七月十日から同月三十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔二八二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字西竹原一三二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二六四八―五（エピナールD―二二〇）

内藤 隆太

内藤 優

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇二号

〔二八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二八―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二〇八四（エーデルハオスD棟二一〇）

安藤 剛志

安藤 友美

三 許可番号

岡山県指令建指第三一三号

〔二八四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

パルスファイバーレーザー加工機 1 式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年12月25日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成27年8月13日（木）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年7月10日（金）から同年8月13日（木）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ95グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年8月21日（金）13時10分

ただし，郵送等による場合にあつては，平成27年8月20日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成27年8月13日（木）17時までに，4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Pulsed fiber laser processing machine 1 Unit

(2) Delivery date :

By 25 December (Friday) , 2015

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10P.M. 21 August (Friday) , 2015

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies
Division,

2－4－6 , Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,

Japan

TEL 086－226－7539